

令和 7 年

岩見沢市議会第 1 回定例会提案理由説明書

議案第 2 号

岩見沢市犯罪被害者等支援条例の設定について

犯罪被害者等への支援について、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援に関する施策を円滑に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ろうとするものであります。

議案第 3 号

岩見沢市事務分掌条例の一部改正について

企画部門と情報部門を統合し、情報政策の総合的な推進を図るため、組織の再編成を行おうとするものであります。

議案第 4 号

岩見沢市情報公開条例等の一部改正について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、拘禁刑が創設されることを受け、刑事罰に関する規定の整理を行おうとするものであります。

議案第 5 号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

議案第 6 号

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 7 号

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

国家公務員の旅費制度の見直しに係る国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、当市における旅費に係る規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 8 号

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

長期継続契約における契約の期間に関する規定を削除し、物品の耐用年数等に応じた契約の期間による契約の締結を可能とするものであります。

議案第 9 号

岩見沢市手数料条例の一部改正について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正により、全ての建築物について省エネ基準適合が義務付けられたこと等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に係る手数料を北海道に準じて改定しようとするものであります。

議案第 10 号

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

栄養士法並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、栄養士に係る規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 1 1 号

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

更なるごみの減量を推進するとともに、排出量に応じた適正な経費負担の観点から、廃棄物処理手数料の改定を行おうとするものであります。

議案第 1 2 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額の改定を行おうとするものであります。

議案第 1 3 号

岩見沢市水道事業給水条例の一部改正について

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の拡大を行おうとするものであります。

議案第 14 号

工事基本協定の締結について

高速道路を跨ぐ老朽化した橋梁の撤去工事につきましては、高速道路敷地を占用し施行しなければならないことから、その遂行に当たり安全性を図るため、当該高速道路を管理運営する東日本高速道路株式会社北海道支社との間で工事基本協定を締結し、施行を委託しようとするものであります。

議案第 15 号

市道路線の廃止について

周辺土地利用状況の変化に伴い、利用されなくなった路線を廃止しようとするものであります。

議案第 16 号

令和 7 年度岩見沢市一般会計予算について

歳出におきまして、人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費、物件費、補助費等、その他特別会計への繰出金、金融助成貸付金等に係る経費として、

歳出合計 481 億円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
一般財源として、

市税、地方譲与税、地方交付税、繰入金、財産収入等
295 億 57,191 千円を、

特定財源として、

国・道支出金、市債、分担金及び負担金、使用料及び手数料等
185 億 42,809 千円を

見込み、歳入合計 481 億円を

予定いたしまして、収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為につきましては、
合併処理浄化槽設置資金利子補給金のほか 4 事項に

5 億 28,209 千円を、

地方債の限度額につきましては、

防災拠点施設整備事業費のほか 15 事業に

20億5,100千円を、
一時借入金の最高額につきましては、90億円を
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員
手当等及び共済費を予定いたしました。

議案第17号

令和7年度岩見沢市特別会計国民健康保険費予算について

歳出におきまして、
保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等に係
る経費として、
歳出合計 85億13,880千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
国民健康保険料、国・道支出金、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 85億13,880千円を
予定いたしました。

議案第 18 号

令和 7 年度岩見沢市特別会計公共用地等造成費予算について

歳出におきまして、
宅地分譲費、公債費、令和 6 年度に対する繰上充用金等として、

歳出合計 1 億 33,735 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
土地売却代金、貸地料及び一般会計繰入金を見込み、
歳入合計 1 億 33,735 千円を
予定いたしました。

また、一時借入金の最高額につきましては、
1 億 20,000 千円を
予定いたしました。

議案第 19 号

令和 7 年度岩見沢市特別会計公設卸売市場費予算について

歳出におきまして、

施設管理経費等に係る経費として、

歳出合計 36,719 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

市場収入、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 36,719 千円を

予定いたしました。

議案第20号

令和7年度岩見沢市特別会計高等学校費予算について

歳出におきまして、
学校管理経費、公債費等に係る経費として、
歳出合計 7億5,577千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
使用料及び手数料、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 7億5,577千円を
予定いたしました。

また、地方債の限度額につきましては、
高等学校事業費に
1億12,800千円を
予定いたしました。

議案第 2 1 号

令和 7 年度岩見沢市特別会計企業用地造成費予算について

歳出におきまして、
用地分譲費に係る経費として、
歳出合計 10,167 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
土地売却代金、貸地料等を見込み、
歳入合計 10,167 千円を
予定いたしました。

議案第 2 2 号

令和 7 年度岩見沢市特別会計介護保険費予算について

保険事業勘定として、歳出におきまして、
保険給付費、地域支援事業費、事務費等に係る経費として、
歳出合計 93 億 79,704 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
介護保険料、国・道支出金、一般会計繰入金等を見込み、
歳入合計 93 億 79,704 千円を
予定いたしました。

また、歳出予算の流用の範囲につきましては、給料、職員
手当等及び共済費を予定いたしました。

介護サービス事業勘定として、歳出におきまして、
サービス事業費等に係る経費として、
歳出合計 6,018 千円を
計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、
サービス収入等を見込み、
歳入合計 6,018 千円を
予定いたしました。

議案第 23 号

令和 7 年度岩見沢市特別会計後期高齢者医療費予算について

歳出におきまして、

後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金、事務費等に係る経費として、

歳出合計 16 億 94,200 千円を

計上することといたしました。

一方、歳入におきましては、

後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を見込み、

歳入合計 16 億 94,200 千円を

予定いたしました。

議案第24号

令和7年度岩見沢市病院事業会計予算について

業務の予定量におきまして、

入院の年間患者数 134,285 人、外来の年間患者数 191,459 人を予定し、主な建設改良事業として、新市立総合病院建設事業及び医療機械器具等整備事業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、医業収益、医業外収益等

131 億 55,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、職員給与費、診療に要する材料費及び諸経費、企業債の償還利息等

144 億 43,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、修学資金貸付返還金等

72 億 70,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

75 億 99,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

3 億 29,000 千円は、

建設改良積立金等で補てんすることといたしました。

継続費につきましては、新病院建設事業に 387 億千円を、
債務負担行為につきましては、院舎等警備・管理業務委託等
に 2 億 79,898 千円を、
企業債の限度額につきましては、医療機械器具等整備事業等
に 64 億 89,200 千円を、
一時借入金の限度額につきましては、 16 億円を
予定し、
議会の議決を経なければ流用することのできない経費として
職員給与費及び交際費で 66 億 92,392 千円を
予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、
3 億 27,863 千円を、
たな卸資産の購入限度額につきましては、
35 億 27,738 千円を、
さらに、重要な資産の取得として、血液ガス分析装置等を予
定いたしました。

議案第 25 号

令和 7 年度岩見沢市水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
給水戸数 42,679 戸、年間総配水量 8,828,000 立方メートルを
予定し、主な建設改良事業として、送水管・配水管整備事業
を予定いたしました。

収益的収入におきましては、給水収益、水道加入金等

22 億 87,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等

20 億 14,000 千円を

計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、国庫補助金等

4 億 35,000 千円を

見込み、

一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等

13 億 80,000 千円を

予定し、

収入に対して不足する額

9 億 45,000 千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、水道施設維持管理業務委託
に 5億84,760千円を、
企業債の限度額につきましては、建設改良事業に
4億30,000千円を、
一時借入金の限度額につきましては、 5億円を
予定し、
予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及
び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経
なければ流用することのできない経費として職員給与費で
1億16,604千円を
予定いたしました。

また、一般会計からの補助金につきましては、
1億83,000千円を、
たな卸資産の購入限度額につきましては、
565千円を
予定いたしました。

議案第26号

令和7年度岩見沢市下水道事業会計予算について

業務の予定量におきまして、
年間処理水量を公共下水道事業で10,909,000立方メートル、
農業集落排水事業で318,000立方メートル、水洗化戸数を公
共下水道事業で35,623戸、農業集落排水事業で1,067戸を予
定し、主な建設改良事業として、公共下水道事業で下水道築
造事業を予定いたしました。

収益的収入におきましては、下水道使用料、一般会計負担
金等 28億54,000千円を
見込み、
一方、支出におきましては、維持管理費、企業債の償還利息等
26億60,000千円を
計上いたしました。

また、資本的収入におきましては、企業債、国庫補助金等
12億26,000千円を
見込み、
一方、支出におきましては、建設改良費、企業債償還金等
19億47,000千円を
予定し、
収入に対して不足する額 7億21,000千円は、

損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

債務負担行為につきましては、汚泥等搬出処理処分業務等に
24,409 千円を、

企業債の限度額につきましては、建設改良事業等に

4億64,400千円を、

一時借入金の限度額につきましては、5億円を
予定し、

予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を、「消費税及び地方消費税に不足が生じた場合」と定め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費で

95,083 千円を、

一般会計からの補助金につきましては、

60,940 千円を

予定いたしました。

議案第 27 号

夕張市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について

南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や、住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで将来に渡り誰もが安心して住み続けられる定住自立圏形成に向けて、岩見沢市と南空知 8 市町それぞれの間で協定を締結しようとするものであります。

議案第 28 号

令和 6 年度岩見沢市一般会計補正予算について（第 8 号）

歳出におきまして、国の補正予算における経済対策の実行に係る事業及びその他の事業全般にわたり、所要額を補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、地方交付税、国・道支出金、分担金及び負担金等を見込み、

歳入歳出それぞれ 12 億 53,607 千円を追加することといたしました。

繰越明許費につきましては、芸術文化・スポーツ交流創出事業について変更を、戸籍住民票印鑑証明書交付事務事業のほか 1 事業について追加することといたしました。

債務負担行為につきましては、庁舎等清掃・警備・管理業務委託について変更を、電線共同溝整備工事負担金について追加を、合併処理浄化槽設置資金利子補給金について廃止することといたしました。

地方債につきましては、過疎地域持続的発展特別事業費のほか 6 事業について変更することといたしました。

議案第 29 号

令和 6 年度岩見沢市特別会計国民健康保険費補正予算について（第 2 号）

歳出におきまして、療養給付費及び療養費に係る所要額について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、道支出金を見込み、
歳入歳出それぞれ 1 億 43,373 千円を
追加することといたしました。

議案第 30 号

令和 6 年度岩見沢市特別会計介護保険費補正予算について（第 3 号）

保険事業勘定の歳出におきまして、基金積立金、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業及び賦課徴収事業等に係る所要額並びに予備費について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、基金繰入金を見込み、
歳入歳出それぞれ 1 億 51,800 千円を
減額することといたしました。

議案第 3 1 号

令和 6 年度岩見沢市病院事業会計補正予算について

(第 1 号)

収益的収入におきまして、他会計補助金及び負担金の増額
を行い、収入の総額を

129 億 70,604 千円と

いたしました。

資本的収入におきまして、他会計負担金の増額並びに企業
債並びに補助金及び負担金の減額を行い、収入の総額を

14 億 16,396 千円と

いたしました。

一方、資本的支出におきましても、建設改良費の減額を行
い、支出の総額を

17 億 96,894 千円と

予定し、

収入に対して不足する額

3 億 80,498 千円は、

建設改良積立金等で補てんすることといたしました。

また、債務負担行為におきまして、新病院建設工事実施設
計業務委託等について変更を、支障木伐採処理業務委託につ
いて追加することといたしました。

議案第 3 2 号

令和 6 年度岩見沢市水道事業会計補正予算について

(第 1 号)

資本的収入におきまして、国庫補助金の増額を行い、収入の総額を

4 億 70,333 千円と

いたしました。

一方、資本的支出におきましても、建設改良費の増額を行い、支出の総額を

14 億 72,000 千円と

予定し、

収入に対して不足する額 10 億 1,667 千円は、損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

議案第 3 3 号

令和 6 年度岩見沢市下水道事業会計補正予算について

(第 1 号)

脱水汚泥の肥料利用拡大に伴いその運搬量が増えることから、債務負担行為の限度額を改めることといたしました。